

令和元年第4回町議会定例会会議の経過 (12月5日)

- 議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。
(午前9時00分)
- 議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
- まず初めに、昨日12月4日の山田陽子議員の一般質問の生涯学習課長の答弁につき一部訂正の発言を求められておりますので、これを許します。
- 生涯学習課長、どうぞ。
- 生涯学習課長 おはようございます。
- 昨日の山田陽子議員の一般質問の答弁中、生涯学習センターの自家発電装置の稼働時間、約3日間とお答えをさせていただきましたが、約3時間の過ちでございます。大変認識不足により申しわけございませんでした。
- 議 長 山田議員、よろしいでしょうか。
- 12番 山 田 はい、承知しました。
- 議 長 ただいまの訂正は恣意的な判断ではなく、単なる勘違いと認識して許可いたしますが、災害時の避難所として、町民の安全・安心に係る重要なことでもありますので、危機管理にさらに留意されますよう申し添えます。
- 議事に入ります。日程第1、議案第68号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第68号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。
- 山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため提案するものです。
- 詳細について、担当課長のほうから説明いたします。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

それでは、議案第 68 号、山北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、本条例を新規制定する趣旨でございますが、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時非常勤職員制度が整理され、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、町における会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定める必要があるため、新規に条例を制定するものです。

それでは、条例の概要を説明させていただきます。1枚お開きください。

本則でございますが、第1条につきましては、職員の給与は条例でこれを定めなければならないことから、地方公務員法第22条の2、第1項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償を規定しています。

第2条につきましては、地方公務員法第22条の2、第1項第2号及び第1号に掲げる職員は、フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員と規定しています。

第3条につきましては、会計年度任用職員の給与を規定しています。

第4条から第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員に係る規定でございます。

第4条につきましては給料表を定めるもので、同一労働同一賃金の原則に基づき常勤の職員の給料表を準用し規定しています。

第5条につきましては、職務の級を定めるもので、その職務の内容と責任の度合いを考慮して、1級または2級にすると規定しています。

1枚おめくりください。

第6条につきましては、給与の号給は規則で定めると規定しています。

第7条につきましては、給料の支給に関して、山北町職員の給与条例を準用することを規定しています。

第8条につきましては、地域手当は常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第9条につきましては、通勤手当は常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第10条につきましては、特殊勤務手当は常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第11条につきましては、時間外勤務手当は常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第12条につきましては、休日勤務手当は常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第13条につきましては、勤務1時間当たりの給与額及び勤務1時間につき支給する手当算定時の端数処理を規定しています。

第14条第1項につきましては、任期が6月以上の職員には常勤の職員に準じて期末手当を支給することを規定しています。

第2項につきましては、任期が6月未満の職員であっても、再度の任用により1会計年度内に限り任用期間を合算して期間が6月以上となった場合は、期末手当を支給することを規定しています。

1枚おめくりください。

第3項につきましては、3月31日まで任用され、翌日の4月1日に再度任用された者の任期の合計が6月以上となった場合は、期末手当を支給することを規定しています。

第15条につきましては、時間外勤務手当、休日勤務手当、給与の減額における勤務1時間当たりの給与額を常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第16条につきましては、無給の休暇により勤務しない場合は給与額を減額とすることを規定しています。

第17条から第27条の規定は、パートタイム会計年度任用職員に係る規定でございします。

第17条につきましては、報酬額について月額、日額及び時間額をそれぞれ規定しています。

第18条につきましては、特殊勤務手当を常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第19条につきましては、勤務時間以外に勤務した場合の報酬を規定しています。

1枚おめくりください。

第20条につきましては、祝祭日に勤務した場合の報酬を規定しています。

第21条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額及び勤務1時間につき支給する報酬算定時の端数処理を規定しています。

第22条第1項につきましては、任期が6月以上の職員には常勤の職員に準じて期末手当を支給することを規定しています。

第2項につきましては、任期が6月未満の職員であっても、再度の任用により1会計年度内に限り任用期間を合算して期間が6月以上となった場合は期末手当を支給することを規定しています。

第3項につきましては、3月31日まで任用され翌日の4月1日に再度任用されたものの任期の合計が6月以上となった場合は、期末手当を支給することを規定しています。

1枚おめくりください。

第23条第1項につきましては、報酬の計算期間と支給日を規定しています。具体的な支給日については常勤の職員と同じ毎月15日といたします。

第2項につきましては、報酬の計算方法を規定しています。

第24条につきましては、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を規定しています。

第25条につきましては、無給の休暇による勤務しない場合は報酬額を減額とすることを規定しています。

第26条につきましては、通勤に係る費用は費用弁償によって常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第27条につきましては、出張に係る旅費は費用弁償によって常勤の職員と同様とすることを規定しています。

1枚おめくりください。

第28条につきましては、会計年度任用職員の給与からの控除は常勤の職員と同様とすることを規定しています。

第29条につきましては、本条例における給料表を適用しても給与額が会計年度任用職員を確保できる水準に満たない場合を規定しています。

第30条につきましては、本条例により決定した給与または報酬額は最低賃

金を下回る場合は、地域別最低賃金を支払うことを規定しています。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表1は、フルタイム会計年度任用職員の給料表でございます。

2枚おめくりください。

別表2は、フルタイム会計年度任用職員の等級別基準勤務表でございます。

別表3は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用でございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第68号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託いたしますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

ちょっと所管外ですのでお聞きしたいんですけども、パートさんやフルタイムの臨時職員が会計年度任用職員という身分に移行するわけですけども、それによって採用された側が大きく変わる点というのは何なのでしょう。か。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 まず、賃金の部分で、今まで期末手当が支給されてなかったんですが、その勤務日数、勤務時間によって、私たち、正規職員と同じような勤務手当が支給されるようになります。それが一番大きいところだと思います。

議長 石田照子議員。

13番 石田 そうしますと、採用される側は今までよりも待遇がよくなったと理解してよろしいんですか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 お金の部分については、今よりはよくなるということになります。

議長 石田照子議員。

13番 石田 最後にしますけれども、それによって、事務処理というのが非常に煩雑になるのではないかなと懸念するんですけども、何かそれに対する手だて、手当、システムがあるとか、そのようなものは何かあるのでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 新たに会計年度任用職員になっていただく方をお願いする仕事で、今までよりは特段難しくなるとか、そのようなことは想定はしておりません。今と同じような仕事をやっていただいて、会計年度任用職員になっていただくというような形で想定しています。

議 長 3回目ですけども、もう一度だけ許します。
石田照子議員。

13番石田 職員ではなくて、町全体の会計システムという意味で。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 済みません。正しく答えられなくて。
今は、煩雑になるとしましたら、ちょっと、まだ、これは決まってないんですが給料の払い方。今は各課でやっていただいています。それが、今度、町村システムの関係なんです、システムで、一括総務で、人事課でできないかということで、県内の町村で今ワーキングで話し合っています。何が一番いいのかということで。仮にそれで人事課が給料一括して管理するとしたら、人事課の事務がふえるということです。もし仮にそうでないとしたら、特に事務的に何がふえるというものはございません。

議 長 ほかにございませんか。
11番、堀口恵一議員。

11番堀口 11番、堀口です。
給料の条件がよくなるということにより、任用希望者がふえるかと思いますが、応募は全て公募で行うのかということがちょっと気になったものですから、お願いします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 これにつきましては、やはり広く公募しなければいけないということになっておりますので、今現在も臨時職員制度というのは、総務防災課のほうで一括公募をしまして、登録していただいて、各課で採用していただいているような形になっておりますので、その辺の部分については、同じような運用になるということを想定しております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、議案第68号は総務環境常任委員会に付託いたします。

日程第2、議案第69号、山北町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第69号、山北町森林環境譲与税基金条例の制定について。

山北町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、山北町森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 それでは、議案第69号、山北町森林環境譲与税基金条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、制定の理由ですが、本年度より森林環境譲与税が国から譲与されますが、譲与税の性質上、一般財源として譲与されます。そのため、予算に執行残が生じた場合には、その他の予算残額と合算し、翌年度の予算繰越金として一般会計に含まれます。森林環境譲与税につきましては、法の趣旨により用途が定められているため、基金を設置し、適正に管理する必要があり基金条例を制定するものです。

1枚おめくりください。

基金条例は次の8条項を定めます。

第1条、趣旨。地方自治法第241条、地方公共団体は条例の定めるところにより特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとあります。この法を根拠に基金条例を制定します。

第2条、設置。国から譲与される森林環境譲与税を積み立てるため、基金を設置する条項です。

第3条、積立額。基金として積み立てる額は、予算で定めるとしてありま

す。

第4条、管理。基金の管理運用について定める条項です。

第5条、運用益金の処理。基金の運用により生じる収益を一般会計を通じ基金に積み立てる条項です。

第6条、繰替運用。財政上必要と認められる場合には歳計現金に繰りかえ運用するための条項です。

第7条、処分。基金は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する用途に充当するための条項になります

第8条、委任。この条例の定めるほかに必要な事項を町長が定めるための条項です。

裏面をごらんください。

附則。この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上になります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第69号について質疑に入りますが、質疑終了後、総務環境常任委員会に付託いたしますので、本会議での質疑は総括的な質疑とさせていただきます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、議案第69号は総務環境常任委員会に付託いたします。

日程第3、議案第70号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第70号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、関係する条例を改正する必要性が生じたため提案するも

のです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

それでは、議案第 70 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

最初に、条例の一括整備の概要でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されることに伴い関係する条例を整備し、あわせて成年被後見人等に係る欠格条項等の権利の制限に係る措置の適正化及び国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の一部改正による所要の改正を行うものでございます。これらにより全部で12の条例の改正を御提案させていただくものです。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。

6枚おめくりください。

最初に、山北町附属機関に関する条例の一部改正でございます。

済みません、もう1枚おめくりください。

職の整理に伴い、新東名高速道路対策協議会の委員を非常勤特別職とするため、附属機関に加えるものでございます。

次に、山北町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の改正に伴い、引用する規定を改正するものです。

次に、山北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、フルタイム会計年度任用職員について、人事行政の運営等の状況の公表の対象となることから、規定の整備を行うものです。

次に、山北町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員の心身の故障を理由とする休職期間の限度は、当該職員の任期の範囲内とすることを規定するものです。

1枚おめくりください。

次に、山北町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。パートタイム会計年度任用職員が減給処分を受ける場合における減給

の対象となる給与を規定するものです。

次に、山北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。一般職の非常勤職員が会計年度任用職員に整理されることに伴い規定するものです。

次に、山北町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第2条は育児休業をすることができない職員を規定するものです。

1枚おめくりください。

第2条の3は非常勤職員の育児休業することができる期間を規定するものです。

1枚おめくりください。

第2条の4につきましても、非常勤職員の育児休業することができる期間を規定するものです。

第3条は、非常勤職員等に係る再度の育児休業が認められる特別な事情を規定するものです。

第7条は、会計年度任用職員には勤勉手当を支給しないため、規定の対象から除くものです。

第8条は、会計年度任用職員が育児休業から職務に復帰した場合の号給の調整は行わないことを規定するものです。

1枚おめくりください。

第18条は、部分休業をすることができない職員を規定するものです。

第19条は、非常勤職員の部分休業の承認について、必要な事項を規定するものです。

第20条は、部分休業をしている会計年度任用職員の給与の減額に関し、必要な事項を規定するものです。

1枚おめくりください。

次に、山北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員には、常勤の職員と同様に給料、手当等が支給されることに伴い、補償基礎額の算定については、常勤の職員の例によることを規定するものです。

次に、山北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正でございます。職の整理に伴い、特別職非常勤の報酬額を定める別表を改正するものです。あわせて、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴う選挙に係る委員の報酬額を改正するものです。

2枚おめくりください。

次に、山北町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第16条の2は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において端数計算に係る規定を規定するものです。

第17条は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律の整備に関する法律の施行により地方公務員法の欠格条項が改正されることに伴い規定するものです。

1枚おめくりください。

第17条の2、第18条、第18条の2につきましても、地方公務員法の欠格条項が改正されることに伴い改正するものです。

第18条の4は、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の整理に伴い規定するものです。

1枚おめくりください。

次に、山北町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正でございます。フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当については、山北町職員の特殊勤務手当に関する条例の定めるところにより支給することを規定しているため、規定するものです。

次に、山北町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。公務のため出張するパートタイム会計年度任用職員には、旅費の例により費用を弁償することとなるため、規定するものです。

それでは、申しわけございません、11枚お戻りいただき、改正文をごらんください。

附則。施行期日等。

1、この条例は令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条中山北町職員の給与に関する条例第17条、第17条の2、第18条及び第18条の2の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

2、第8条の規定による改正後の山北町議会の議員その他非常勤の職員の

公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、令和2年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。

説明は、以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第70号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

石田照子議員。

13番 石田 13番、石田でございます。

13ページになるんでしょうか、新旧対照表の。山北町特別職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例のところなんですけれども、ちょっと私が見落としてたら、ごめんなさいなんですけど、この中から交通指導隊、防犯指導隊、社会教育指導員の立場がちょっと削除されて見当たらないんですけれども、これは立場が変わったのか、その理由をお聞かせください。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 この交通指導隊、防犯指導隊は、今まで費用弁償ということで、報酬のほうは払っていたんですが、今回の職の整理に伴い報償費ということで、整理することにしましたので、この別表のほうからは削除させていただきまして、報償費ということで、別に予算を組まさせていただくようになりました。

議長 石田照子議員。

13番 石田 社会教育指導員もないですよ、この中に、どうでしょうか。同じことですか。

議長 総務防災課長。

総務防災課長 済みません、時間かかりまして。社会教育指導員につきましては、報酬ということで、こちらにも別に予算措置をさせていただくようになりました。

議長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第70号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

- 議 長 起立全員。よって議案第 70 号は原案どおり可決されました。
- 日程第 4、議案第 71号、山北町表彰条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町 長 議案第 71号、山北町表彰条例の一部を改正する条例の制定について。
- 山北町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和元年 12月 4日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 議 長 総務防災課長。
- 総務防災課長 それでは、議案第 71 号、山北町表彰条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。
- 最初に、条例改正の背景でございますが、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう欠格条項等を削除する成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、関係法律に整備に関する法律が公布されたため、本条例を改正するものです。
- それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。
- 2枚おめくりください。
- 第 8 条第 1 号の成年被後見人及び被保佐人を削るものでございます。
- それでは、1枚お戻りください。
- 改正文をごらんください。
- 附則。この条例は、令和元年 12月 14日から施行する。
- 説明は以上でございます。
- 議 長 説明が終わりましたので、議案第 71号について質疑に入ります。
- 質疑のある方はどうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第71号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第71号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第72号、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第75号、山北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第72号、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の制定について。山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しにより、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

続いて、議案第73号、山北町有施設使用条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町有施設使用条例（昭和32年山北町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しにより、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

続きまして、議案第74号、山北町立中川温泉ぶなの湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町立中川温泉ぶなの湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直し等により、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

続きまして、議案第75号、山北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、消費税率の引き上げに伴う使用料の見直しにより、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 それでは、議案第72号、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

2枚おめくりいただき、新旧対照表で御説明いたします。ごらんいただきたいと思います。

消費税率の改定されたことに伴いまして、山北駐車場については5,400円を5,500円に、谷ヶ駐車場については2,160円を2,200円にそれぞれ改正するものでございます。

1枚お戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 それでは、議案第73号、山北町有施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明させていただきます。

それでは、2枚おめくりいただきまして、詳細は新旧対照表で御説明をいたします。

まず、旧学校体育館の改正前の昼間5,400円は消費税率8%でしたので、消費税相当分を抜きますと5,000円になります。改正後の消費税率は10%ですので5,500円になります。同じように夜間の改正前の6,480円は税抜き6,000円ですので、改正後は6,600円となります。

次に、旧学校運動場の改正前の1,080円は税抜き1,000円となりますので、改正後は1,100円となります。

次の学校体育館は、旧学校体育館と同様に昼間の使用料5,400円が5,500円、夜間の使用料6,480円が6,600円になります。

学校運動場も旧学校運動場と同様に1,080円が1,100円になります。

次の山北児童館、山北第2児童館、向原児童館、それぞれの昼間の改正前の使用料1,080円は税抜きが1,000円ですので、改正後は1,100円となり、夜間の改正前使用料1,290円の税抜きは1,200円ですので、改正後の使用料は1,320円となります。

次の山北町スポーツ広場の夜間改正前の使用料は4,320円で税抜きが4,000円ですので、改正後は4,400円となります。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年4月1日から改正後の使用料となります。

以上で説明を終わります。

議 長
商 工 観 光 課 長

商工観光課長。

議案第74号、山北町立中川温泉ぶなの湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

まず最初に、ぶなの湯につきましては、平成8年度に林業構造改善事業を活用し建築され、平成9年5月1日にオープンいたしました。現在、ぶなの湯は山北町観光協会が指定管理で受託し、運営している施設になり、料金につきましては、当初設定した金額のままであり、5%から8%へ、また10%に消費税が改定された際にも値上げは行われておらず、仕入れしているシャンプー、タオル、灯油等が10%になったこともあり、ここで料金の見直しを行うものであります。

それでは、1枚おめくりください。

山北町立中川温泉ぶなの湯の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

山北町立中川温泉ぶなの湯の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表で御説明申し上げますので、1枚おめくりください。

改正前の大人2時間700円、1日1,000円を、おのおの50円上乗せし750円、1,050円に改め、同じように小人につきましても、おのおの50円上乗せし450円、750円とするものでございます。

次に、障がい者でございますが、改正前は大人と小人とに分かれていなかったことから、改正後は大人と小人に分け、大人の料金2時間400円を450円へ、1日700円を750円へ、障がい者の小人の料金を障がい者の大人の料金の半額強とするものでございます。

次に、乳幼児でございますが、改正前は乳幼児という表記でございましたが、これを4歳未満の乳幼児に変更し、対象を明らかにし、施設園児等の団体利用者の料金を50円上乗せし、2時間250円、1日450円とするものでございます。

回数券の大人、小人につきましては、おのおの500円を上乗せし、障がい者につきましては大人と小人に分け、大人の料金につきましては、500円を上乗せし、小人は大人の料金の半額とするものでございます。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上でございます。

議 長

都市整備課長。

都市整備課長

それでは、議案第75号を御説明いたします。

今回の改正は10月の消費税の引き上げに伴いまして、ぐみの木近隣公園内にありますテニスコートの使用料の見直しをするものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町都市公園条例の一部を改正する条例。

山北町都市公園条例の一部を次のように改正する。

1枚おめくりください。新旧対照表で御説明いたします。

表の右側が改正前で、左側が改正後となります。テニスコートの使用料の区分としましては、1日貸、または時間貸となっており、町内に在住または在勤の方と、それ以外の方に分かれてございます。また、平日・土曜と日祭日とに分けて設定しております。

町内に在住または在勤の方につきましては、1日貸の平日・土曜が現行の3,240円から3,300円に、日祭日が現行の3,780円から3,850円に、時間貸しの平日・土曜が現行の540円から550円に、日祭日が現行の640円から660円に、また町内に在住または在勤以外の方につきましては、1日貸の平日・土曜が現行の4,320円から4,400円に、日祭日が現行の4,860円が4,950円に、時間貸しの平日が現行の750円から770円に、日祭日が現行の860円から880円に改定するものであります。

なお、県西地域の2市8町に在住または在勤の方につきましては、町内に在住または在勤の方と同様に扱ってございます。こちらは26年4月1日からそのような対応をさせていただいております。

1枚お戻りください。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第72号から議案第75号について質疑のある方は、どうぞ。質疑に入ります。

山田陽子議員。

12 番 山 田 議案第74号のぶなの湯の料金なんですけど、町民は割引で400円だったかと思うんですけど、今回の改定は、これは影響していないということでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 料金につきましては、このような体系になっております。それで、条例を見ますと、利用料金については、指定管理者が町長の承認を得て定めるといようなことにもなっておりますので、その辺のところの町民割引については、従前のおり、また町長のほうに承認を求めていくということになるのかなと思います。

議 長 よろしいですか。

山田陽子議員。

12 番 山 田 申しわけないです。ちょっとよくわからなかったんですけども、大人が今まで700円だったところが、町民だという証明を見せると400円に入れていたんですけど、それが今回の料金の改定で町民も値上がりするのかなどうか、ち

よっとお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 町民の方につきましても、一律、やはりこのように見直しをさせていただいておりますので、一定の割合での値上がりになるのかなどそのように思っております。

議 長 山田陽子議員。

12 番 山 田 そうすると、じゃあ450円になるということでもよろしいでしょうか。ここには書いてないですけど。

議 長 商工観光課長、あれですか、この料金体系はこうだけでも、ほかに決めごとがあって、そこで割引の対象になるという御理解なんです。

商工観光課長。

商工観光課長 基本的な料金体系はこの表を遵守させていただきまして、それで、あとの町民割引等々のそのような事項につきましては、また町長との承認を得た中で定めていきたいと、そのように考えてございます。

議 長 副町長。

副 町 長 済みません。基本的に、基本的な料金をここで条例、消費税の上げるということで10月なんですけど、来年の4月からということで、周知期間をここで3カ月ほど置かせていただくわけですけども、消費税が上がったということで町民割引というのは、基本的には、やはり、町は、消費税は納めませんけれども、町がいろんな業者から物を買ったり、こうちょっとやった場合は、消費税は上がるということで、それなりに、やはり400円が450円になるというふうな基本的な考え方で、今のところはいくということで、御理解いただければと思います。

議 長 商工観光課長、条例の中に特認というか条項で、町長が特に定める場合は云々というような条項が別にあるよということでよろしいのでしょうか。

商工観光課長。

商工観光課長 ぶなの湯の条例の第12条で利用料金について定めております。その2項でございますけども、利用料金につきましては、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるということになっておりますので、町長の承認を得ると。

議 長 よろしいですか。
山田陽子議員。

12 番 山 田 じゃあ今後、料金が値上がりするという可能性があるとする、その町長からのあれがあるという、何でしょうか、今のところはないでしょうか。

議 長 商工観光課長、少し整理してお願いをしたいと思います。
商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 値上がりがこれからあるかどうかという、そういう説明ではなかったですか。質問ではなかったという。

議 長 商工観光課長、少し整理させていただきますと、今回の税の関係で、基本的な金額は、このお示しのおり変更があったと、しかしながら、町民に対する減額というんですか、考慮は、これからも、今までどおり金額はちょっとわかりませんがとも続くという条例の、条例が今までと変わっているわけではありませぬので、そういったことの町民に対する割引は、これからも続くよという解釈でよろしいのでしょうか。
副町長。

副 町 長 議長のただいま申し上げましたとおりでございます、金額は変わるんですけども、町民に対する割引は引き続き実施すると、その額については400円が今回の値上がり、一般が値上がったことによって上がる可能性もあるということでございます。

議 長 よろしいですか。
先ほど清水議員、この関係で。
清水明議員。

8 番 清 水 8番の清水でございます。
確認をさせていただきたいんですが、指定管理者に指定管理を任せますよね、それで、その利用料金については町長が定めるということにしてあると、そうすると、その定めた額は、やはりこういう場で承認なりというようなことがあるのでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 いろんな町有施設の使用料その他につきましては、指定管理者に委託して、出す、出さないとは関係なく、これはいくらなんだというのは条例の中で決

めさせていただきます、その条例を決めるには、皆さんの議会の承認を経なければ決まってしまうということで、御理解いただければと思います。

議 長 ほかにございますか。

石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

議案73号なんですけれども、町有施設の件なんです、料金が発生する町有施設は、この表の中に網羅されているんでしょうか、1点確認です。

議 長 企画政策課長。

企 画 政 策 課 長 それでは、お答えいたします。

町有施設条例の一部改正の上程をさせていただいたんですけれども、これ以外にも町有施設、御案内のようにいろいろございまして、利用料の発生する町有施設がございます。例えば、健康福祉センターですとか、生涯学習センター、それと、あとひだまりの里、河内川ふれあいビレッジ、あとパークゴルフ場等々ございます。今回、来週のちょっと全員協議会の中でも御説明申し上げるんですけれども、この12月の定例会におきましては、今御説明いたしました駐車場、町有施設、ぶなの湯、都市公園条例、こちらのほうの改正案を上げさせていただきまして、残りの町有施設の料金改定の関係につきましては、また別途、議会のほうに御説明申し上げまして、条例改正のほう進めていきたいというふうに考えてございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、全協のほうで説明をそのときされなかったもので、ここでは提案できないということなんですか。

議 長 副町長。

副 町 長 既に説明してございます、町の考え方というのは。それで、その中で大きく分かれるのは、料金というのは使用料プラス消費税。使用料プラス税という決めの条例もあります。それから、使用料に、使用料というのは、税金を入れた額で、合計金額で1時間いくらとか、1日いくらというふうに決めてある場合もあります。それから、税は全然関係ないような形で決めてあるのはあるんですけれども、内部で検討して、議会のほうにも、皆さんにも議員さんにも、以前に説明してあるのは、消費税が値上がりになるときに、2%

ですけれども、もともと額が3%のときとか、その辺を考えてなかったときに決めた条例もあります。そのものをここで一遍に上げるというと、やはり便乗値上げ的なものもありますので、はっきり使用料プラス税というふうに考えてあるものは記載されているものはいいんですけれども、今回あるものは、はっきり消費税が上がったもの、消費税だけなんだという形で規定されたものを上げさせていただいております。

今後につきましては、料金を根本的に見直さなきゃいけないもの、例えば生涯学習センターの施設の使用料とか、ぶなの湯の使用料、その他については、そういうものとか、いろんなものを調整した中で、今回4月1日に上げたもの以外につきましては、来年の10月というふうな形で根本に検討して、町の中で検討するという2段階でいきたいと思いますので、また値上げしないものもあります、もちろん。その辺のところですので、混乱しないように、今回上げたのは、あくまで消費税オンリーなんだという形のもので捉えさせていただきたいということで、町の考え方は、既にその辺のところは決まっておりますので、しっかりと、今後につきましても取り組んでいきたいというふうに思います。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 ちよっと難しくてよくわからなかったんですけれども、料金体系の考え方が違うということなんですか。

議 長 副町長。

副 町 長 はっきり申し上げますと、料金を当初設定したときに、ちよっと現状に合っていない、ちよっと周りの情勢が、そして、根本的に料金を見直さなきゃいけないというものは、今回は入っていません。来年の10月以降に調整するということです。

それから、料金は上がるんですけど、税が上がったものについては、ここで、消費税に伴うものについては一緒に料金を上げさせていただく、使用料改定という形になります。それから、もう一つは、最初申し上げましたとおり、料金プラス税になっているものはいい、何ら改正する必要がないということで、その辺も明らかにして、後日御説明させていただきたいということでございます。

議 長 ほかにございせんか。
瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 瀬戸でございます。

ただいま副長より御説明がありました件の中で、清水ふれあいセンター、日向活性化施設には改正ありと書いてあるんですが、それは、今回は、じゃあ10月ということによろしいですか。

議 長 企画政策課長。

企画政策課長 先般、そのような形で御説明をさせていただいたんですけれども、その後、再度、役場内部で調整させていただいた中で、清水ふれあいセンターと日向活性化施設につきましては、使用料の見直しを実施しない方向で、現在考えてございます。理由といたしましては、使用料自体それほど利用者の数というんですか、それが余り多くないということが1点と、それと、あと町民の方の御利用が非常に多いということで、そういたしますと、町民の方、ほとんど利用料減免になってしまいますので、余りここで利用料変えても、それほど影響がないだろうということで、現在のところは見直しをしない方向で考えております。

議 長 ほかにございますか。
堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

議 長 起立願います。

11 番 堀 口 議案第72号、山北町駐車場使用条例の一部を改正する条例の制定についてであります。総額をイメージしたいので、駐車場自体が何台分あり、現状契約台数は幾つ。キャパ、要するに、何台分の駐車場があり、何台分の契約がなされているか。

議 長 財務課長。

財 務 課 長 駐車場の台数の御質問ですけども、山北駐車場については、おおむね10台とあるんですけども、現在契約台数としては9台分ということ、今1台あいている状況でございます。谷ケの駐車場については、大体25台分ということで、これは清水地域のほうにちょっと管理のほうお願いしているんですけども、おおむね大体25台埋まっているという状況でございます。

議 長 ほかにございませんか。

山崎政司議員。

2 番 山 崎 2 番の山崎ですけども、議案第74号の説明のときに、過去の消費税の値上げのときには見直しをしてなかったと、今回10%になったということで見直しをしたという話なんですけど、過去のほかのこの提案理由は全て消費税率の引き上げに伴う見直しということになっておりまして、今回上がることはわかるんですが、過去5%あるいは8%にしたときに、なぜ、ぶなの湯だけは見直しをしなかったのかということを確認をさせていただきます。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 ぶなの湯につきましては、券売機で対応してございます。その券売機が旧式のタイプで10円単位まで出なかったという、その辺のシステムの関係、それと現場での事務の方の煩雑さ等々を考慮して、その辺の対応はしてなかったというようなことになっております。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案番号順に採決いたします。議案第72号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第72号は原案どおり可決されました。

次に、議案第73号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第73号は原案どおり可決されました。

次に、議案第74号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第74号は原案どおり可決されました。

次に、議案第75号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第75号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第76号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町長 議案第76号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定について。
山北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第76号、山北町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の主な内容でございますが、地方税法等の一部改正に伴い町の税条例の一部を改正するもので、現在、環境性能及び消費性能にすぐれた軽自動車を平成29年度から平成30年度において新規で取得した場合には軽減税率が適用されておりますが、令和元年度と令和2年度に新規取得した軽自動車までも軽減税率を適用させるものであります。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表の1ページ目をごらんください。

附則に27、28、29の3項を新たに加えることにより、軽減税率の適用となる軽自動車の新規取得期間が令和元年度と令和2年度の2年間延長されます。

なお、軽減となる税額につきましては、各項の表に掲げられているとおりで、これまでと変更ございません。

ここで、新旧対照表の2ページ目なんですけども、ちょっと印刷の関係で上下逆さになっていることをおわび申し上げます。

それでは、議案の2枚目にお戻りください。

附則でございますが、この条例の施行期日は、公布の日からとなります。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第76号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 76 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 76 号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第77号、山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第77号、山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、関係省令の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 それでは、議案第77号について御説明申し上げます。

2枚目をお開きください。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

山北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。今回の条例改正は、国が定めています放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、放課後児童支援員として必要な研修を従来は県知事が行う研修としていたものを、県知事

に加え指定都市の長が行う研修が規定されたことから、本条例でも指定都市の長を加えるものです。

内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。

第10条第3項、都道府県知事の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えるものです。

それでは2枚目にお戻りいただき、改正文をごらんください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、議案第77号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田です。

指定都市の長の研修もこれに加わるということで、それによって研修回数というのは、何回にふえるのでしょうか。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 指定都市の研修回数がちょっと把握はしてございませんけれど、指定都市20市あります。県内には3市ございますので、年間では3回以上はふえるものと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1番、瀬戸でございます。

それでは、当町としましては、町長が適当と認めたものがあるという、この条項で考えればよろしいのでしょうか。資格についてのこの研修とか、今おっしゃったことについては。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 この研修を行うものが、今までは県が行っていたと。それに加えて、指定都市が行うものを受けても大丈夫だというふうになったということでございます。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 申しわけありません。ということなんですけれども、山北町の場合はどうなのかなということを知りたい。それから、政令指定都市の資格を受けに行くのか、町長が認めたものでオーケーなのかと。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 今まで県が行っていたものを受けていたと。県が行っていたものに加えて指定都市が実施するものを受けて大丈夫だということになったということで、町長が認めたというか、この法律の中で県が行うものと、指定都市が行うものが追加されたということです。

議 長 ちょっと待ってください。

副町長。

副 町 長 地方自治法で定める指定都市というのは、神奈川県では横浜市、川崎市、相模原市、その3つだけでございますので、山北町が手を挙げることは、ちょっとできませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 研修を受けたものを、この条例を私見たんですけど、資格の確認というかなれるものというところを見たときに、その資格をちゃんと政令市で受けてきた人が、今度いろんなこの条項に保育士とか、社会福祉士とか、こういうものがなれるよという中で、その中に町長が適当と認めた者があるという条項があるので、ちょっとそういうことがあるのかなと思ったわけでございます。

じゃあ、政令指定都市からの研修を受けたものでなければならないということでもよろしいですね。

議 長 福祉課長。

福 祉 課 長 県が行ったものと、政令指定都市が行ったものでなければならないということでございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 77 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願

います。

(全員起立)

- 議長 起立全員。よって議案第 77 号は原案どおり可決されました。
- 日程第11、議案第78号、山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第78号、山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
- 令和元年12月 4 日提出。山北町長、湯川裕司。
- 提案理由でございますが、所得税法の改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。
- 詳細については、担当課のほうから説明いたします。
- 福祉課長。
- 福祉課長 それでは、議案第78号について、御説明申し上げます。
- 2 枚目をお開きください。
- 山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。
- 山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例を次のように改正する。
- 今回の条例改正は、所得税法の改正により、従来控除対象配偶者として規定されていたものが、同一生計配偶者の名称に改められたことから、本条例を改正するものです。
- 内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきますので、次のページをお開きください。
- 第 4 条第 1 項第 1 号、控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものです。
- それでは、2 枚目にお戻りいただき、改正文をごらんください。
- 附則。この条例は、公布の日から施行する。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりましたので、議案第78号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 78 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 78 号は原案どおり可決されました。
日程第12、議案第79号、山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第79号、山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正する必要が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第79号について御説明申し上げます。

初めに、この条例の一部改正につきましては、水道法及び水道施行令の一部が改正されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定について、5年ごとの更新制度を新たに導入するに当たり手数料をいただくため、山北町水道事業給水条例を一部改正するものでございます。

それでは、1枚おめくりください。

山北町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

もう一枚おめくりいただきまして、新旧対照表で御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

左の表が改正後となっております。まず、第6条でございますが、条ずれにより第4条を第6条に改正をするものでございます。

続きまして、手数料の第31条の2号に、第7条第1項の指定の更新をするとき、1件につき5,000円を追加するものでございます。

続きまして、第34条の2行になりますが、条ずれにより第6条に改正をするものでございます。次のページをおめくり願います。

第2項の4行目になります。名称の変更により、厚生省令を厚生労働省令に改正するものでございます。

それでは、1枚戻りまして、本文に戻りまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第79号について質疑に入ります。

質疑の方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第79号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第79号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時40分といたします。

(午前10時25分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。(午前10時40分)

日程第13、議案第80号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第80号、令和元年度山北町一般会計補正予算(第5号)。

令和元年度山北町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,821万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ53億3,434万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の歳入の主なものは、ふるさと応援寄附金の増であり、歳出の主なものは、ふるさと応援寄附金推進事業及び災害復旧費の増で、歳入歳出総額をそれぞれ2億8,821万3,000円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長
財 務 課 長

財務課長。

それでは、議案第80号、令和元年度山北町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、13款使用料及び手数料から20款諸収入まで、補正額2億8,821万3,000円を増額し、補正後の額を53億3,434万4,000円とするものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を増額補正するものでございます。

次に事項別で御説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、歳入でございます。13款使用料及び手数料、2項手数料、2目衛生手数料は、し尿等処理手数料で新東名工事現場事務所の使用量の増加などにより55万4,000円の増額補正でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は344万1,000円の増額です。2節の児童福祉費負担金は30年度の精算により児童手当負担金が交付されるものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は487万5,000円の増額です。台風19号により被災した谷ヶ地区の農地の復旧に伴う

測量設計業務の補助金で国が2分の1、県が4分の1の補助金でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は2億7,922万2,000円の増額です。説明欄のふるさと応援寄附金2億7,400万円は通常の返礼品のある寄附金で見込みによる増額でございます。2つ目のふるさと応援寄附金（災害支援分）469万1,000円はポータルサイトから返礼品なしで台風19号の支援のための寄附を受けたものでございます。その下の一般寄附金（災害義援金）53万1,000円は、町で直接義援金を受けたもので8件分でございます。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入は12万1,000円の増額です。説明欄の災害見舞金7万円は全国町村会と全国議長会等からの見舞金で、次の町外保育所児童委託料戻入金5万1,000円は前年度精算によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は9万4,000円の増額です。説明欄の表彰関係事業は町議会議員や民生委員の改選により表彰対象者が15名から23名にふえたため、記念品と額代を増額するものでございます。

次に、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費は510万5,000円の増額で、前年度精算により国庫返納金でございます。

3目保育園費は3万9,000円の増額で、前年度精算による国、県への返納金でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は12万1,000円の増額です。説明欄の山北診療所の修繕費で、浄化槽に亀裂が見つかったために緊急に修繕をするものでございます。

3目環境衛生費は17万8,000円の増額です。説明欄の小規模水道施設整備事業補助金で市間地区のポンプの整備と八丁地区の水源整備に対し、2分の1を助成するものでございます。

4目水道事業会計繰出金は374万円の増額です。

10、11ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄の災害復旧費繰出金は台風19号により被災した簡易水道の復旧に対し、225万5,000円を繰り出すもので、次の経営戦略策定経費繰出金148万5,000円は一般会計の負担分として、事業費の2分の1を繰り出すものでご

ございます。

次に、2項清掃費、3目し尿処理費55万5,000円は歳入で御説明しましたと同額で新東名工事事務所などの使用量の増加によりし尿処理委託料を増額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は1億2,375万円の増額です。今後のふるさと応援寄附金の見込みにより謝礼品代と業務代行手数料をそれぞれ増額するものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費3万9,000円の増額は、三保小学校統合検討委員会を3回開催する経費でございます。

3項三保小学校費、1目学校管理費は12万8,000円の増額で、説明欄の害虫駆除業務委託料は体育館に害虫の被害があるために駆除を行うものでございます。

12、13ページをお開きください。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は650万円の増額で、谷ヶ地区の農地災害の測量設計を行うものでございます。

次の2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費107万8,000円の増額は、町道谷戸北畑線の復旧を片側交互通行で行う必要が生じたための追加経費などでございます。

3項観光施設災害復旧費、1目観光施設災害復旧費14万6,000円の増額は、台風19号により、まだ復旧していない地区水道があるために、入浴支援を年内行うものでございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金は50万6,000円の増額です。平成20年度借り入れの臨時財政対策債の利率見直しにより元利均等償還で借り入れるために利率が下がった分、元金の償還額が増となったものでございます。

13款予備費については、1億4,623万4,000円を増額するものでございます。説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第80号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

山田陽子議員。

- 12 番 山 田 11ページの教育費、学校管理費の害虫駆除業務委託で体育館に害虫が出た
ということですが、どんな害虫だったんでしょうか。
- 議 長 学校教育課長。
- 学 校 教 育 課 長 三保体育館の害虫でございますが、器具庫のところで、シロアリじゃな
いかということで、シロアリの疑いがあるということで、シロアリの駆除と
いうことで上げさせていただきました。
- 議 長 ほかにございませんか。
- 児 玉 議員。
- 9 番 児 玉 9番、児玉でございます。
- 7ページですか、ふるさと応援寄附金の関係になりますけれども、ふるさと
と応援寄附金、今回、通常の返礼品の部分と災害支援分といったところにな
ってきていますが、ここの部分、災害支援のほうは何でしょう、返礼品がな
いといったところですが、これは、ふるさと応援寄附金は、12月の末で切れ
ますけれども、一度。今後、来年以降というか、そういうような、常にこの
ポータルサイトにオープンをしていくというような考え方なのでしょうか。
- 議 長 商工観光課長。
- 商 工 観 光 課 長 申しわけございません。ちょっと聞こえなかったもので、簡単によろし
いですか。お願いします。
- 議 長 児玉洋一議員。
- 9 番 児 玉 改めて、ふるさと応援寄附金、通常の返礼品のページと災害支援のページ
が、おそらく今回ポータルサイトにアップされていると思うんですが、12月
の末でふるさと応援寄附金は申し込みが切れるんですね。おそらく、この翌
月また、翌年から新しく始まってくると思うんですけど、そういったところ
の常にこうずっと災害支援といった形でふるさと応援のこの使途の部分が乗
っかってくるのかどうかをちょっと確認をしたかったんですけど。
- 議 長 商工観光課長。
- 商 工 観 光 課 長 災害分の寄附につきましては、今ポータルサイト、3つのポータルサイ
トで募金のほうをお願いしております。それで、1つのポータルサイトにつ
いては、他県の他町のほうで、山北町のかわりに代行していただいていると
いうことで、そちらのほうの流れについては、ちょっとわかんないんですけ

ども、うちのほうをお願いしているポータルサイトにつきましては、やはり一定の期間を募集期間というふうに定めて、その期間が過ぎたら寄附をやめて、そこで打ち切るというような流れになっておるといったことになってございます。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 当然、一定の期日を設定して、これから何かこう災害支援のページばかり乗っけていてもどうなのかなといったところがあります。そうであれば、通常の返礼品のページというか、ふるさと納税の部分になってくると思うんですけども、その返礼品をいわゆるこう何に使うのですかのページのところで、町長お任せと結構あるかと思うんですが、その町長お任せの範囲内で、今後、やはり災害支援に充てていくというような考え方はありますか。

議 長 町長。

町 長 できるだけ災害支援のほうに当然充てていきたい。足りないぐらいだというふうには思っておりますけども、できるだけ応援寄附金については、そういったような、今回の災害のほうに使わせていただけたらいいんじゃないかというふうに思っております。

議 長 児玉洋一議員。

9 番 児 玉 ふるさと応援寄附金、まさに、ふるさとを応援したいといった方たちのために、こう設置をしているような事業であると思いますので、ぜひ、そういった有効に活用していただくといったところを望みます。

以上です。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田照子でございます。

11ページの三保小学校費なんですけれども、ここの中に修繕費というのが入っていないんですけれども、三保小学校の体育館雨漏りがしたと思うんですけども、この雨漏りの修理に関しては補正ではないんでしょうか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 お答えします。

三保小学校の雨漏りなんですけれども、今回の19号の台風でも壁伝いに雨漏りというのが見受けられております。今年度、その原因等を調べるという

ことで、先月調べさせていただきました。その結果を踏まえまして、来年の当初予算に上げていきたいと考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしましたら、この雨漏り箇所は、まだ来年の当初予算まで修理をしないということですか。

議 長 学校教育課長。

学 校 教 育 課 長 三保小学校の屋根なんですけれども、太陽光発電を乗せたときに、ある程度のやってますので、屋根自体からの雨漏りではなく、雨の吹きつけによるしみ込みということですので、通常の雨では雨漏りはしてございませんので、来年度ということで考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 それでは、必要がないということで理解いたしました。

議 長 ほかに。

瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸でございます。

9 ページの保健衛生総務費、山北診療所管理運営事業ということで浄化槽の亀裂があったということなんです、先生がお戻りになってから、また何か、これだけではなく、何か要望が出ているのかないのか伺います。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 今回の修繕費については緊急を要するものということで上げさせていただいております。器具等の更新については、その都度協議をさせていただきながら、当初予算のほうで対応しております。今のところ、要望等はほかには出ておりません。

議 長 瀬戸恵津子議員。

1 番 瀬 戸 1 番、瀬戸でございます。

じゃあ、今のところは要望が出てないということですか。今回、補正対応はできなかった。医療機器とか、例えば不具合とか、先生のほうから要望が出ているのではないかなと感じましたので、質問したわけでございます。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 医療器具等で使えないというなお話は伺っておりません。

計画的に更新等はさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田です。

13ページの観光施設災害復旧費の中で、19号のときに地区水道が壊れて、なかなか、これは復旧が難しいという地区に対して、入浴支援をしているんですけども、5件と言えども、かなり長い間御不便をおかけしているんですけども、このライフラインは非常に重要なんですが、この復旧については、今どのような状況になっているのか。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 現在、この被災状況が水源といいまして、水をとるところが崩れたということで、新たに、今水源を検討しております。2つの方法を今検討しております、1つは井戸を掘る。これ130メートルぐらいじゃないと出ないのではないかということで、非常に経費が800万円ほどかかるということで、もう一つは伏流水といいまして、河川のほうから引っ張って、それでそれをポンプアップというようなことで、今地元のほうで、どのようにするかというようなことで検討しているところです。現在もまだ出てない状況でございます。

議 長 ほかにございませんか。

質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、議案第 80 号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 80 号は原案どおり可決されました。

日程第14、議案第81号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第81号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。
令和元年度山北町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,614万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、消費税の確定による増であり、歳入歳出総額をそれぞれ10万円増額補正するものであります。詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、議案第81号、令和元年度山北町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、7款町債を10万円増額するものでございます。歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで歳入と同額の10万円を増額するものでございます。

続きまして、第2表地方債補正でございます。

流域下水道事業債が、補正前390万円から右の表は補正後となっておりますが建設費負担金を10万円増額したことにより限度額を400万円に補正するものでございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

歳入でございます。7款1項1目下水道債の酒匂川流域下水道事業債は、負担金の増により10万円を増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款1項1目一般管理費の27節公課費を91万7,000円増額するものでございます。これは、消費税及び地方消費税の

納付額が確定したため増額するものでございます。

2 款 1 項 1 目排水施設費の19節負担金補助及び交付金につきましては、酒匂川流域下水道建設費負担金の増額見込みによるもので、14万7,000円を増額するものでございます。

4 款予備費につきましては、96万4,000円を減額し、補正後の額は288万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第81号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議がないので、議案第 81 号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって議案第 81 号は原案どおり可決されました。

日程第15、議案第82号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第82号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)。

令和元年度山北町の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億9,501万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、地域支援事業費

の増であり、歳入歳出総額をそれぞれ349万円増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 保険健康課長。

保 険 健 康 課 長 それでは、議案第 82 号、令和元年度山北町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

7 ページ、8 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。歳入につきましては、7 款の繰入金について、349万8,000円の増額を行うものでございます。

歳出につきましては、3 款地域支援事業費と 6 款諸支出金、合わせて歳入と同額の349万8,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

9 ページ、10 ページをお開きください。

歳入でございますが、7 款 2 項 1 目の介護給付費基金繰入金につきましては、歳出増分に充てるもので、349万8,000円の増額でございます。

歳出でございますが、3 款 1 項 1 目の介護予防生活支援サービス事業費につきまして、総合事業対象者、要支援認定者が利用する通所サービス負担金の増で、250万円の増額でございます。

3 款 1 項 2 目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、総合事業対象者、要支援認定者が利用する介護予防ケアマネジメント負担金の増で 80万円の増額でございます。

3 款 2 項 1 目の一般介護予防事業費につきましては、介護予防教室スタッフの看護師の社会保険料額の確定によるもので、2 万2,000円の増額でございます。

6 款 1 項 1 目の第 1 号被保険者還付加算金につきましては、第 1 号被保険者の過年度分、介護保険料の還付加算金で15万5,000円の増額でございます。

6 款 1 項 3 目の国庫支出金返納金につきましては、介護給付費財政調整交付金の再確定手続に伴い確定しました精算還付金で 2 万1,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第82号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木

5 番、鈴木でございます。

基金から300何がしの繰り入れをしなければならないほど、総合事業の要支援者がふえたということによろしいでしょうか。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

要支援の認定者数の増によるものでございまして、まず1号被保険者の事業負担金のほうでございますが、上半期で比較しますと、去年の件数が399件に対して、ことしは485件ということで121%増になっております。

また、マネジメントの負担金のほうでございますけれども、同様に去年は280件に対し、ことしは392件ということで、140%の増ということで、それぞれふえております。

議 長

鈴木登志子議員。

5 番 鈴 木

昨年度よりも相当ふえているということで、介護予防事業の大切さが、また、ここで示されたと思うんですが、やはり、年々高齢化率も上がって、要支援者がふえるという実際の中で、やっぱり介護予防事業をもう少しこうしっかりとやっていかないと、これはどんどんふえていく可能性はあります。要支援であって、介護認定までいかないのも当然必要なことですので、総合事業の重要性も感じるんですが、そういう意味では、今後、介護予防事業、どんなふうにお考えでしょうか。

議 長

保険健康課長。

保 険 健 康 課 長

おっしゃるとおり、こちら、要介護のほうに移行しないところでとめていきたいということで、予防事業につきましては、充実したものにしていきたいというふうに考えております。

議 長

ほかにございませんか。

それでは、質疑が終わりましたので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長

御異議ないので、議案第82号を採決いたします。原案に賛成者は起立をお願いいたします。

(全員起立)

- 議長 起立全員。よって議案第 82 号は原案どおり可決されました。
- 日程第16、議案第83号、令和元年度山北町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。
- 提案者の説明を求めます。
- 町長。
- 町長 議案第83号、令和元年度山北町水道事業会計補正予算（第 2 号）。
- 総則。第 1 条、令和元年度山北町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
- 収益的収入及び支出。第 2 条令和元年度山北町水道事業会計予算（以下「予算」という）。第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
- 科目。収入。第 1 款水道事業収益、既決予定額 2 億339万6,000円、補正予定額374万円、計 2 億713万6,000円。
- 第 2 項水道営業外収益、4,579万8,000円、補正予定額374万円、計4,953万8,000円。
- 支出。第 1 款水道事業費用、既決予定額 2 億339万6,000円、補正予定額 374万円、計 2 億713万6,000円。
- 第 1 項水道営業費用、1 億8,716万1,000円、補正予定額70万円、計 1 億 8,786万1,000円。
- 第 3 項特別損失、既決予定額70万円、補正予定額225万5,000円、計295万 5,000円。
- 第 4 項水道予備費、既決予定額61万1,000円、補正予定額78万5,000円、計 139万6,000円。
- 資本的支出。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,667万5,000円を6,119万8,000円に、建設改良積立金 1,070万4,000円を1,522万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。
- 科目。支出。第 1 款資本的支出、既決予定額6,011万9,000円、補正予定額 452万3,000円、計6,464万2,000円。

第1項増設改良費、既決予定額2,598万3,000円、補正予定額452万3,000円、計3,050万6,000円。

2ページをお開きください。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目。職員給与費。既決予定額2,542万円、補正予定額70万円、計2,612万円。

令和元年12月4日提出。山北町長、湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、台風19号の災害に伴う増であり、収益的収入及び支出は総額をそれぞれ374万円増額補正し、資本的支出は452万3,000円を増額補正するものであります。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

それでは、議案第83号、令和元年度山北町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算の主な内容につきましては、皆瀬川浄水場の機械類の部品の交換や水源から配水池までの管などの復旧工事に係る経費について補正をするものでございます。

5ページ、6ページをお開きください。

補正予算に関する説明書でございます。

初めに、収益的収入でございます。1款2項1目一般会計補助金を374万円増額し、内訳といたしましては、経営戦略策定経費繰入金が148万5,000円で、これは事業費の2分の1が国からの交付税として交付されるため、一般会計から繰り入れをするものでございます。また、災害復旧費補助金として225万5,000円は清水東部水道の修繕などにかかる収益的支出の経費について一般会計から補助金として繰り入れをしていただくものでございます。

続きまして、収益的支出でございます。1款1項3目総係費の3節手当等を70万円増額するものでございます。これは災害復旧に係る職員の時間外手当によるものでございます。

続きまして、3項特別損失、1目臨時損失、47節災害臨時損失を222万

5,000円増額し、清水東部の水源の修繕や計画断水により水圧が変化したため、道路内での漏水が発生した箇所の修繕に係る経費となっております。

続きまして、4項水道予備費を78万5,000円増額し、補正後の額は139万6,000円でございます。

7ページ、8ページをお開きください。

資本的支出でございます。1款1項1目配水設備工事費を452万3,000円増額し、補正後の額は2,736万5,000円でございます。これは皆瀬川浄水場の計器類を交換する経費や谷ヶ、玄倉、川西、安洞地区の導水管の復旧工事によるものでございます。

なお、資本的収入が不足する額の452万3,000円は建設改良積立金を取り崩して補填するものでございます。

説明は以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第83号について質疑に入ります。

質疑のある方は、どうぞ。

質疑がないので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長 御異議ないので、議案第83号を採決いたします。原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議長 起立全員。よって議案第83号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、散会いたします。(午前11時21分)